

三重県立図書館電子書籍利用業務仕様書

1 業務名

三重県立図書館電子書籍利用業務

2 業務目的等

三重県内には公立図書館未設置自治体が 29 市町中 6 町あるなど、本に触れる機会を提供するための環境整備・支援が必要となっており、また南北に長い当県では居住地によって県立図書館の資料を利用できる機会に格差が生じるなどの課題が生じている。

このような課題を解決するため、パソコンやタブレット端末、スマートフォンなどで電子書籍を利用できるシステムを整備し、図書館から遠く利用できない県民が来館することなく、また、紙書籍を読むことが難しい、障がい者、高齢者も一緒に「いつでも、どこでも、だれにでも」利用可能な図書館サービスを提供する。

3 契約期間

契約の日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）までの間

ただし、当該契約に掲げる電子書籍に関するサービスは、三重県立図書館が利用を停止するとした日まで提供を継続しなければならない。

4 導入開始時期

令和 7 年 1 1 月 1 1 日（火） 9 時

5 企画提案の内容

次の項目について、企画提案すること。

(1) 電子書籍のコンテンツの内容

- ① コンテンツは、公共図書館の利用が許諾された商用コンテンツであること。
- ② コンテンツのライセンスは、買切型であること。
- ③ コンテンツは、全て和書とし、合計が 1,000 冊以上であること。
- ④ コンテンツの同時アクセス数は原則 1 とすること。
- ⑤ コンテンツの分野とその割合は以下の条件を基本とする。それぞれの割合については、提案金額に対する比率（概数）とする。なお、「三重県立図書館資料収集方針」および「地域資料取扱要領」を踏まえて、提案すること。

ア 辞典・事典等の参考図書類 2 割程度

具体例：辞典、事典、字典、図鑑、ハンドブック、白書、年鑑

イ ビジネスに関する資料 2 割程度

ビジネス全般についての情報が得られる資料やビジネスに関わる法律・制度を解説する資料等

- 具体例：キャリアアップ、仕事術、就職支援、雇用、企業法務、文書作成
- ウ 医療・健康に関する資料 2割程度
科学的な根拠があり、最新の知見を得られるような一般向けの医療・健康に関する資料等
具体例：病気、闘病記、検査・治療方法、介護・看護、リハビリ、メンタルヘルス
- エ 地域資料 1割程度
三重県について書かれた資料や三重県出身・在住者の著作、三重県に関係の深い人物・団体を扱った資料等
- オ 実用書 1割程度
一般向けに各分野の基本的な内容を扱った資料
具体例：園芸、手芸、料理、防災、防犯
- カ アからオ以外の一般図書については、三重県立図書館の蔵書構成比や「三重県立図書館資料収集方針」を参考にして、バランスよく提案を行うこと。

(2) 機能、サポート面の内容

- ① 電子書籍を閲覧する環境は提案者で用意し、当館用のトップページを作成すること。また、コンテンツについても、提案者のサーバー等で管理運営することとし、当館がサーバー等の機器類やシステムを持つ必要がないこと。
- ② 当館の「My ライブラリ」機能を通じて利用できるリファラ認証に対応していること。
- ③ トップページは、見やすく、操作しやすいものを基本とすること。
- ④ 当該サービスは、初期導入費用や継続的な利用料が発生しないこと。
- ⑤ コンテンツの閲覧について、文字の拡大機能、音声読み上げ機能、全文検索機能等、利用者にとって便利な機能を提案すること。
- ⑥ 利用者が保有する機器（パソコン、タブレット端末、スマートフォン等）を使用して閲覧できること。また、OSのアップデートに対応し、利用に支障をきたさないようにすること。
- ⑦ 利用者がビューワー等のアプリケーションをインストールする必要なく、電子書籍を利用できること。
- ⑧ 日本語の操作マニュアルを用意し、職員研修等の運用支援を行うこと。
- ⑨ 導入後の運用保守についても業務に含み、何らかの不具合が生じた際に迅速に対応できる体制を確保すること。
- ⑩ トップページやコンテンツの提供方式の変更等、サービスの提供内容に変更が生じる場合は、事前に三重県立図書館と協議を行うこと。

(3) 実施体制

- ① 業務を円滑に実施できる組織や人員体制等が整っていること。

- ② 実現可能なスケジュールが組まれていること。
- ③ 適正な経費内訳額の提示がされていること。

6 業務の実施

(1) 電子書籍の導入

上記5(1)で提案のコンテンツを基本に、11月11日(火)までに導入すること。

(2) 機能・サポート体制の実施

上記5(2)で提案の機能・サポートを基本とし、11月11日(火)までに導入することとし、新たな機能やサポート体制が追加された場合は、必要に応じて提供すること。

7 業務完了後の提出書類

県は業者からコンテンツの納入を受けたときは、その日から10日以内に検査を行うものとし、正当な請求書を受理した日から30日以内に契約代金を支払うものとする。

8 成果物

本業務の成果物として以下のものを期限までに納品すること。

- ・当館用のトップページの開設
- ・コンテンツ及びCSVでの書誌データの提供

9 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義が生じた場合は、当館と提案者の協議により事業を進めるものとする。
- (2) 提案内容は、提案者が実施可能なものを前提とするが、提案内容のすべてを採用して契約締結するとは限らないものとする。